

白川町議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月12日

白川町長 佐伯正貴

白川町条例第13号

白川町議会基本条例の一部を改正する条例

白川町議会基本条例（令和4年白川町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第9条（略） 2（略） 3 本会議における一般質問での議員と町長等との質疑応答は、 <u>原則として一問一答方式で行うものとする</u> 。	第9条（略） 2（略） 3 本会議における一般質問での議員と町長等との質疑応答は、 <u>一問一答方式又は一括方式で行うことができる</u> 。
4 <u>議長から本会議等への出席を要請された町長等は、議長又は委員長</u> の許可を得て、議員の質問に対する答弁に必要な範囲内で反問することができる。	4 <u>前項の規定により質疑応答を一問一答方式で行う場合は、町長等は、議長の許可を得て、議員の質問に対する答弁に必要な範囲内で反問することができる</u> 。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。